

No. 1967

2022・4・11

毎週月曜日発行

三次民商News

発行 三次民主商工会

〒728-0013

三次市十日市東3-10-1

ホームページ <http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>

nsyo/

メールアドレス

miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp



学習会では最初に今現在の消費税法における免税事業者（小規模事業者に係る納税義務）

2023年10月からインボイス制度が導入されたらどうなるか

消費税が導入された1989年4月1日から33年が経過しました。民商青協は節目となった4月1日に、各民商を会場にオンラインでつないでインボイス制度学習会を行いました。国重三次民商青年部長が司会をし、西浜県青協会長のあいさつのあと、三次民商の作田事務局長を講師に学習を行いました。

三次会場も国重青年部長をはじめ6名が参加。全体では85名が視聴しました。

インボイス制度が導入されたらほとんどの業者が消費税の課税業者に

県青協主催のインボイス制度学習会

学習会では最初に今現在の消費税法における免税事業者（小規模事業者に係る納税義務）を学んだあと、県連が作成したインボイス対策パンフレットで、免税事業者や本則制度の課税事業者、簡易課税制度の課税事業者ごとに制度の中身とデメリットを学習しました。

インボイス（適格請求書等保存方式）とは、消費税の複数税率に対応するため、インボイス制度に基づいた請求書または領収書にする必要があり、そのために登録番号が必要となります。

登録番号は税務署に申請が必要で、登録番号と引き換えに課税業者（消費税の申告）

納税）が義務付けられます。インボイス制度の請求書（領収書）でないと、本則課税の課税業者が消費税の計算に入れることができず二重に消費税を負担することになるため、業者同士の取引では、インボイス制度の登録がほぼ必須となってしまいます。

免税事業者はこのインボイス制度によって、

ケース1 課税事業者になり消費税を納める。

ケース2 消費税分の値引きを求められる。

ケース3 どちらも難しいなら取引停止になる。

となり、どれをとってもデメリットしかありません。

一方、本則課税業者は、取引業者（仕入・経費）が免税事業者だと、

ケース1 課税業者になってもらいた消費税を納めてもらう。

ケース2 消費税分の値引きをさせてもらう。

ケース3 どちらも難しいなら、どんなに親しくても消費税分は大きいので取引停止になってしまう。という選択肢を迫られます。

問題だらけのインボイス制度

今、コロナ禍と物価高



瞬により経営危機を迎えている中小業者に対し、来年10月から導入されるインボイス制度により、多くの負担と問題点が増すばかりです。

取引の相手方（課税事業者に限る）から求められれば、適格請求書・領収書を交付する義務があり、請求書・領収書・領収書と同時に登録番号の確認（インボイス登録業者かどうか）も必要となります。納税義務の免除（課税売上高1000万円以下）の場合でも、自らの意思で届出を提出させ、納税義務の免除の放棄をすることになります。これまで消費税の関わりが無かった少額な農林漁業や不動産貸与も対象になる可能性があります。

インボイス制度をやめさせるには学習と署名と選挙が不可欠！

会場からの質疑応答では、本則課税で消費税を納めている青年業者から「外注先が免税事業者の場合、この制度が導入されたら、その分誰が消費税を負担するのか？」と意見が出され、この制度によって、自分が負担するしかなくなることや自家消費分の消費税負担が発生することもありうることからデメリットしかありません。

この制度は、事務負担が増えることから税理士会や商工会議所等も実施の反対、延期を求めています。インボイス制度をやめさせるには

- ①登録をしない（させない）
- ②制度のデメリットを知らせる
- ③納税額を計算してみるなど対策と運動が必要で

制度を押し進めている自公政権に対し、今国会でも立憲民主党や日本共産党は制度の撤廃法案を出すなど、野党は協力して反対や延期を求めています。

裏面へ続く

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

表面の続き

学習会の最後に西浜県青協会長は「この夏(6、7月)には参議院選挙が行われます。ぜひインボイス制度を反対する議員や政党を選ぶこと。その後押しとなる署名をみんなが集めることが大切です」と訴えました。

三次民商では春の運動期間中、多くの会員に制度反対に向けた三本の矢(対策パンフレット、箱ティッシュ、署名)を届けています。今後このパンフレットを使った学習会を計画していきます。また、署名を書いていない方は、協力して民商事務所に届けてください。

雇用保険料率・事業主負担分が4月から引き上げとなっています。

**三次民商土曜日の
事務所開所日は
4月23日(土)です
4月30日は開所していません**

シングルベッド譲ります
木製の組み立て式です。
マットはありません。
欲しい方は民商まで。

無料法律相談

4月21日(木)

三次民商事務所

希望される方は予約を申し込んで来てく

ださい

	労働者負担①	事業主負担②	①+②雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

コロナ支援の各締切日

- ◎広島県感染拡大防止協力支援金第8期分
令和4年4月11日(月)
- ◎広島県感染拡大防止協力支援金第9期分
令和4年4月25日(月)
- ◎事業復活支援金
令和4年5月31日(火)
- ◎広島県月次支援金2月分申請
令和4年4月30日(土)
- ◎広島県月次支援金3月分申請
令和4年5月31日(火)
- ◎三次市中小業者月次支援金1月分申請
令和4年4月30日(土)：期限延長
- ◎三次市中小業者月次支援金2月分申請
令和4年4月30日(土)
- ◎三次市中小業者月次支援金3月分申請
令和4年5月31日(火)

三次民商・今後の日程	コロナ支援制度応対日	(予約制)	4月12日(火)	4月13日(水)	午後2時～6時	三次民商事務所
なんでも相談会	(予約制)	4月17日(日)	午前10時～午後3時	安芸高田市役所 クリスタルアージュ		
事業復活支援金説明会	【三和支部】	4月19日(火)	午後7時～	元板木保育所		
記帳学習会	【十日市支部】	4月18日(月)	午後2時～4時			
	【三次南支部】	4月27日(水)	午後2時～4時			
		いずれも三次民商事務所				

1人の会員が1人の会員を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654